

## 災害救助基金の現況

### 1 概要

災害救助法が適用された際の救助費用の支弁の財源に充てるため、同法第 22 条に基づき災害救助基金を積み立てる。

#### 【参考】災害救助法（抜粋）

（災害救助基金）

**第 22 条** 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

**第 23 条** 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

### 2 災害救助基金積立額（平成 29 年 4 月 1 日現在）

**3, 478, 787, 842 円（約 35 億円）**

（内訳） 預 金：3,142,930,755 円（約 31.5 億円）

備蓄物資： 335,857,087 円（約 3.4 億円）

{	・食糧（アルファ化米等 約 10 万食）	約 32 百万円
	・トイレ（仮設約 900 基・携帯 40,000 個 等）	約 113 百万円
	・毛布（約 10 万枚）、ブルーシート（約 7,000 枚）	約 190 百万円

#### 【参考】災害救助基金法定最少額

**3, 183, 085, 792 円（約 32 億円）**

「平成 29 年度の前年度の前 3 年間の普通税収入の平均年額の 1,000 分の 5」（災害救助法第 23 条）

<算定基礎>

年 度	普通税収入額の決算額
平成 27 年度	702,309,368 千円
平成 26 年度	624,423,098 千円
平成 25 年度	583,119,009 千円
平均 額	636,617,158 千円

× 5/1,000

※平成 30 年度においても基金法定最少額を上回る積立額となるため新規積立の予定なし